

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	漕手死亡
発生日時	令和3年12月9日 10時00分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市三崎港内 三崎港北防波堤灯台から真方位352°570m付近 (概位 北緯35°08.7′ 東経139°36.5′)
事故の概要	カヤック（船名なし）は、転覆して漕手が死亡した。
事故調査の経過	令和3年12月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から令和4年11月8日意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A カヤック（シットオン・トップカヤック）（船名なし）、総トン数なし（重量21.0kg、最大積載量150kg）、なし、株式会社オーシャンアカデミー 2.900m×0.745m×0.290m、スーパーリニアポリエチレン 機関なし、不詳 B カヤック（シットオン・トップカヤック）（船名なし）、総トン数なし（重量21.0kg、最大積載量150kg）、なし、株式会社オーシャンアカデミー 2.900m×0.745m×0.290m、スーパーリニアポリエチレン 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	漕手A 73歳 操縦免許 なし 漕手B 59歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（漕手A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ 三崎港の北北東方約4.2kmに位置する三浦地域気象観測所の9日における観測値は、次のとおりであった。

時刻 (時:分)	気温 (°C)	平均		最大瞬間	
		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)
03:00	9.8	北北東	8.1	北	15.3
04:00	9.6	北北東	7.7	北	12.9
05:00	9.9	北北東	6.9	北北東	10.5
06:00	9.8	北北東	5.6	北北東	11.1
07:00	9.9	北北東	4.8	北東	8.2
08:00	10.2	北北東	6.4	北北東	10.2
09:00	11.3	北北東	6.9	北北東	12.3
10:00	11.8	北北東	6.0	北北東	11.1
11:00	12.4	北北東	7.0	北	11.3
12:00	12.5	北北東	7.5	北北東	12.1

三崎港内では風向 北東、風速 約5m/sであった。

海象：波高 約1.0m（港外）、海上 平穏（三崎港内）、潮高 約130cm（油壺）、潮汐 下げ潮の初期、高潮時 09時24分、低潮時 14時08分、潮差 約124cm（油壺）

三浦市には、12月7日04時26分に強風注意報が発表され、9日21時18分に解除され、また、7日10時18分に波浪注意報が発表され、9日16時33分に解除された。

事故の経過

漕手A及び漕手Bは、三崎港の宿泊施設（以下「本件施設」という。）の職員（以下「職員A」という。）から陸上でカヤック（シットオン・トップカヤック）の操船要領及び緊急時の連絡方法等の説明を受けたのち、A船及びB船にそれぞれ乗船し、三崎港内付近を遊走する目的で、令和3年12月9日09時15分ごろ、本件施設前の海岸を出発した。

職員Aは、しばらく漕手A及び漕手Bの様子を確認して、本件施設の事務所に戻り、引き続きA船及びB船の状況を目視していたが、大丈夫そうだと思い、その後は確認していなかった。

漕手A及び漕手Bは、南西方に約300mまで移動し、右舷方に二町谷西防波堤の港外の海が見える場所まで来た時、海象状況が荒れているように見えたので、防波堤の外に出ることは止めようとお互いに声を掛け、南西方の二町谷南防波堤に向かった。

漕手Bは、風がそれほど強くなく、港内では穏やかと感じていた。

しばらくして、漕手Bは、漕手Aに本件施設に戻ろうと声を掛け、出発場所の海岸に戻ろうとしてB船の船首を北東方に向け漕ぎ始めた。

漕手Aは、漕手Bと同様にA船の船首を北東方に向きを変えて、漕ぎ始めた。

	<p>漕手Bは、漕いでいるうちに、少しは本件施設に近づいていると思っていたところ、右舷方に見えていた二町谷岸壁北端に着岸している作業船（以下「C船」という。）よりも南西方に流されていることに気付いた。</p> <p>漕手Bは、帰航するのが困難であると判断し、本件施設に電話する旨を漕手Aに伝えようとしたところ、A船が船底を上にして転覆していたのを認めた。</p> <p>漕手Bは、漕手Aの姿が見えなかったので、急いでA船の方に漕いで近づいたところ、A船の付近で漕手Aが、顔を下に向けた状態で、浮き沈みしながらもがいているのを認めた。</p> <p>漕手Bは、漕手Aに掴^{つか}ませようとパドルを差し出し、B船が転覆しないようにバランスをとっていたところ、漕手Aの手でパドルを海中に引き込まれ、B船もバランスを崩して転覆し、海中に投げ出された。</p> <p>漕手Bは、立ち泳ぎしながら、浮き沈みしている漕手Aの顔を海面の上まで引き揚げようとしたものの、思うように引き揚げられず、叫んで救助を求めていたところ、C船の乗組員が、異常に気付いてC船を離岸させて本船の付近に近づかせ、救命浮環を投げ、同浮環を掴んでロープで引き寄せられ、漕手Aと共に作業船に引き揚げられた。</p> <p>C船の乗組員は、C船が着岸していた場所に戻り、救急車を要請した。</p> <p>漕手Aは、到着した救急車の救急隊員により、既に心肺停止状態であることが確認され、三浦市所在の病院に搬送されたのち、10日04時47分ごろ死亡が確認され、死因は溺水であり、死亡発生時刻は12月9日10時00分ごろと検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船及びB船、写真2 乗艇した状態、写真3 漕手Aが着用していた救命胴衣、写真4 本事故発生場所付近 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>漕手A及び漕手Bは、カヤックの初心者であり、事前に転覆についての情報を収集していなかった。</p> <p>漕手Bによれば、漕手Aの健康状態は良好であった。</p> <p>漕手A及び漕手Bは、セーター及びズボン等を着用し、救命胴衣を着用していた。</p> <p>漕手Bは、漕手Aが携帯電話を所持していたので、何かあった場合の連絡は漕手Aから行ってもらうつもりであった。</p> <p>職員Aは、漕手A及び漕手Bに、受付時、貸出しの時間及び緊急時の本件施設に連絡をする等の注意事項、A船及びB船を出艇する前に、乗艇の仕方、パドルの基本的な漕ぎ方等の説明を行い、また、漕手A及び漕手Bが救命胴衣を適切に着用するまでの状況を確認していた。</p>

本件施設及び職員Aは、本件施設が所有するカヤックで客が転覆したことがなく、簡単に転覆するとは思っておらず、漕手A及び漕手Bに落水の可能性があることは説明せず、また、落水時における適切な姿勢の取り方等について説明していなかった。

漕手Bは、カヤックが転覆するとは思っておらず、職員AからA船及びB船が転覆する可能性がある等の説明があったら、2人ともカヤックに乗船しなかったと本事故後に思った。

漕手Bは、本事故当時、風がそれほど強くなく、港内では穏やかと感じており、潮の流れがあったので流されていたと本事故後に思った。

本件施設において、カヤックの貸出しは、スタッフが天気予報を見る等して判断しており、例えば、北風が風速約8ないし9m/sの場合は貸出しを行っていなかったが、風向、湾内の様子、今後の天候の動向により貸し出すこともあった。

本件施設のマネージャーは、本事故当日、インターネットの気象サイトで気象庁による強風波浪注意報が発表され、風及び波が前々日より段々弱くなっていたことを知っていた。

本件施設のマネージャーは、注意報は参考にはしていたが、注意報が発表されていれば必ずしも貸し出さないという訳ではなく、注意報が発表中であっても、三崎港内が防波堤四方に囲まれる場所であり、北風の場合は、穏やかな海面であることが多いので、海面の状況を考慮して判断していた。

本件施設のマネージャーは、本事故当日、気象及び海象が改善傾向にあり、港内では実際に海面も穏やかであったので、A船及びB船の貸出しを中止にはしなかったが、港外に出ないようにとの指導はしていなかった。

本事故発生場所付近では、下げ潮の流れが、南西方に流れていたものの、本件施設では、港内での潮汐による流れに関して認知していなかった。

神奈川県等の関係地方自治体には、カヤック等を貸し出す事業者の利用者に対する安全に関する説明事項等を定めた条例等はなかった。

カヌー（カヤックを含む）の事故は、運輸安全委員会が報告書を公表したもので35件（うちシーカヤック13件）発生し、21人が死亡している。事故種別では、落水等の死傷が20件（うちシーカヤック11件）、衝突が11件（うちシーカヤック2件）、転覆が4件となっている。

死亡者は、落水等の死傷及び転覆で発生しており、落水や死傷の原因は、風波、バランスを崩したこと等によるものであり、また、死亡者の中には、カヌーの経験の豊富な者も含まれていた。

海上保安庁は、Water Safety Guide リーフレットにおいて、カヌー

	<p>の事故が気象海象情報の収集不足、技能・経験不足により発生しているとし、カヌーの事故防止の4つのポイントとして、①気象海象の確認、②海に出る前に沈脱やロールなど転覆した際に必要な技術を身につける、③単独での行動は控え、複数のカヌーで行動する、④ライフジャケットを着用することを掲げている。</p> <p>また、海上保安庁は、Water Safety Guideにおいて、カヤックは細身の艇であり、技術が伴わない場合や気象の悪化によっては、転覆することがあるとし、さらにシットオンカヤックは、平水状態での安定性が高く、初心者でもすぐに漕ぎ出せるが、シーカヤックと違い耐航性は低く、荒れた海に対応することが難しいほか、シートの位置が高いので風の影響を強く受けるとしている。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>漕手Aの死因は、溺水であった。</p> <p>A船は、三崎港内において、強風波浪注意報が発表されていたものの、同港内では海面が穏やかである状況下、漕手Aが、北東の風及び南西方への下げ潮の流れにより南西方に流され、出発場所に戻ろうと船首を北東方に変針した際、バランスを崩して転覆し、漕手Aが落水して溺死した可能性があると考えられる。</p> <p>漕手Aは、落水時における適切な姿勢の取り方等について知らなかったことから、落水時に海面上に顔を上げることができず溺死したものと考えられる。</p> <p>漕手A及び漕手Bは、カヤックが転覆するとは思っていなかったことから、落水時の姿勢の取り方等の知識を事前に入手しなかったものと考えられるが、職員AからA船及びB船が転覆する可能性がある等の説明があった場合には、2人ともカヤックに乗船しなかったものと考えられる。</p> <p>本件施設及び職員Aは、漕手A及び漕手Bがカヤックの初心者であることは認識していたが、今まで転覆した客がいなかったので簡単に転覆するとは思っていなかったことから、転覆の可能性があること、落水時の対応方法を説明しなかったものと考えられる。</p> <p>本件施設及び職員Aは、A船及びB船が出航したのち、しばらく両船の状態を確認し、両船が問題なく進んでいるので、大丈夫と思ったことから、両船の動静を連続して監視しなかったものと考えられる。</p> <p>本件施設において、港内での潮汐の流れに関して認知されていなかったことから、漕手A及び漕手Bは、潮流の発生について知らず、北東の風を受け、南西方に流され、帰航が困難になったものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、三崎港内において、強風波浪注意報が発表されていたものの、同港内では海面が穏やかである状況下、漕手Aが、北東の風及び南西方への下げ潮の流れにより南西方に流され、出発場所に戻ろうと船首を北東方に変針した際、バランスを崩して転覆し、漕手Aが落水したことにより発生した可能性があるものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カヤックを利用する者は、カヤックに関する情報を入手し、基本技術の習得に努め、気象海象を確認し、ライフジャケットを着用すること。 ・カヤックを利用する者は、落水時の姿勢の取り方等、落水時の対応方法の情報を事前に入手し、習得しておくこと。 ・カヤックを貸し出す施設の管理者は、カヤックに関する情報を入手し、落水の可能性、落水時の対応等の事故防止対策を利用者に丁寧に説明、指導すること。 ・カヤックを貸し出す施設の管理者は、カヤックが風等による影響を受けやすいこと、当日の気象海象から注意を要する水域等を利用者に説明するとともに、利用者の状態を適宜監視し、特に初心者継続的に監視することが望ましい。 ・カヤックを貸し出す施設の管理者は、カヤックを貸し出す気象海象（潮流を含む）の基準等を明確に定め、特に初心者に対する基準や利用可能な水域は別途定めて、施設の職員に周知、徹底することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

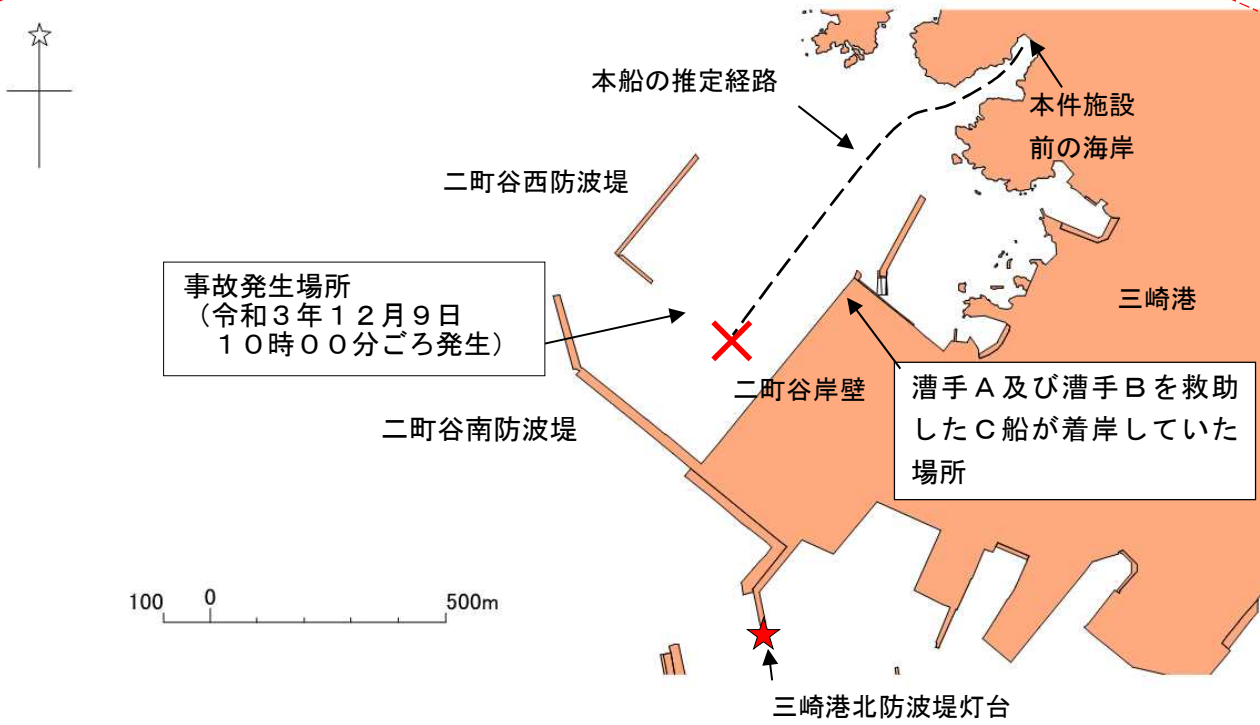


写真1 A船及びB船



写真2 乗艇した状態



写真3 漕手Aが着用していた救命胴衣



写真4 本事故発生場所付近

